

平成30年度第2回滋賀県特別支援教育支援委員会

期 日 平成30年11月13日（火）

時 間 14:00～16:00

会 場 大津合同庁舎7-A会議室

1 開 会

- ・ 滋賀県特別支援教育支援委員会の会議の公開等について

2 議 事

(1) 個別の教育支援計画等の作成・活用について

(2) 「滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）」導入期の進捗確認について

3 閉 会

<配布資料>

資料1 滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領（案）

資料2-1 【本県調査結果】平成30年度特別支援教育にかかる実態調査について

資料2-2 【文部科学省調査結果】平成29年度特別支援教育体制整備状況調査結果

参考資料 学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知）

別冊資料 滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）導入期の進捗確認について

滋賀県特別支援教育支援委員会 委員名簿 (敬称略 順不同)

区分	氏名	所属等	役職
医師	宇野 正 章	滋賀県医師会:小児科医	
	上ノ山 晃 寛	滋賀県医師会:精神科医	
	福田 正 悟	滋賀県医師会:学校医	
学識経験者	渡部 雅 之	滋賀大学教育学部教授 副学長	会長
	磯部 美 也 子	奈良大学社会学部教授	
	柴田 有 加里	滋賀県発達障害者支援センター所長	
関係教育機関 の職員	日根 野 克 史	特別支援学校教職員:視覚障害 (県立盲学校長)	
	川居 正 人	特別支援学校教職員:聴覚障害 (県立聾話学校長)	
	安藤 清 代	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立草津養護学校長)	副会長
	尾代 恵 子	特別支援学校教職員:知的障害・肢体不自由 (県立八日市養護学校長)	
	中川 孝 子	特別支援学校教職員:病弱 (県立鳥居本養護学校長)	
	前川 千 秋	県特別支援教育研究会会長 (大津市立藤尾小学校長)	
	山田 孝 孝	特別支援学級設置校教職員 (県特別支援学級設置校長会会長・彦根市立稲枝中学校長)	
	古林 純 代	特別支援学級等担当教員 (近江八幡市立金田小学校通級指導教室担当教諭)	
	四谷 さ お り	幼稚園等教職員 (甲賀市立伴谷幼稚園長)	
	一色 重 紀	県立高等学校教職員 (県立愛知高等学校長)	
甲津 千 秋	県総合教育センター職員 (特別支援教育係長)		
関係行政機関 の職員	丸山 英 明	県健康医療福祉部障害福祉課長	
	西村 ミ 実	県中央子ども家庭相談センター所長	
	岩田 俊 幸	県彦根子ども家庭相談センター所長心得	

(任期:平成30年6月22日～平成32年6月21日)

○滋賀県特別支援教育支援委員会会議公開要領（案）

（平成30年 月 日制定）

（趣旨）

第1条 この要領は、滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項（平成30年7月13日制定。以下「運営要項」という。）第4条第3項の規定により、滋賀県特別支援教育支援委員会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

（会議の開催の周知）

第2条 会議を開催する場合、教育委員会事務局特別支援教育課（以下「事務局」という。）は、次の事項を記載した会議開催案内を作成し、会議開催当日の1週間前まで（緊急に会議を開催する必要があるときは、前日まで）に、インターネット上の県のホームページへの掲載により県民に周知するものとする。

- (1) 開催日時
- (2) 開催場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴者の定員
- (5) 傍聴の手続
- (6) 議事録等の公表の時期および方法
- (7) 問い合わせ先

（会議の公開または非公開の決定）

第3条 運営要項第4条第2項の規定に基づく、会議の公開または非公開の決定については、会議の議事に先立ち、会議に諮って決定するものとする。

（傍聴の手続等）

- 第4条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ住所、氏名その他会長が必要と認める事項を申し出て、傍聴券の交付を受けなければならない。
- 2 会議を傍聴しようとする者が傍聴席の定員を超える場合は、抽選その他会長が適当と認める方法により、傍聴券の交付を受ける者を定めるものとする。
 - 3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、関係の係員に当該傍聴券を示し、その指示に従わなければならない。
 - 4 報道機関からの依頼があった場合は、傍聴人と別に傍聴（取材）を認める。
 - 5 議事に公開する部分と非公開とする部分が混在する場合は、公開する部分に限り傍聴者の傍聴および報道機関の傍聴（取材）を認める。

（傍聴することができない者）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者

- (3) 鉢巻き、たすき、ゼッケン等を着用し、または携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機等を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。
 - (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
 - (3) みだりに席を離れないこと。
 - (4) 飲食または喫煙をしないこと。
 - (5) 非公開となる議事の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、前項の規定により退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。

(議事録の作成)

第7条 会議を開催したときは、事務局は次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- (1) 会議の日時および場所
 - (2) 出席者の氏名
 - (3) 議題
 - (4) 調査審議の経過
 - (5) 議決した事項
 - (6) その他必要な事項
- 2 議事録は、会議に出席した委員の確認を得て作成するものとする。
- 3 公開した会議の結果については、議事録を会議資料とともに県民情報室において、会議開催の翌年度末までの間、閲覧に供するとともに、インターネット上のホームページへ掲載するものとする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴および議事録の作成等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この要領は、平成30年 月 日から施行する。

【本県調査結果】

平成 30 年度 特別支援教育にかかる実態調査について【毎年 9 月 1 日調査】

- 通常の学級に在籍する児童生徒で、発達障害（LD、ADHD、高機能自閉症等）により、特別な教育的支援を受ける必要があると校内委員会において判断した児童生徒の割合（診断の有無は問わない）

	H30 確定値	H29 確定値	H28 確定値
小学校	13.61%	12.34%	10.87%
中学校	10.06%	9.11%	7.91%
小中学校 計	12.43%	11.27%	9.90%
高等学校	4.48%	4.20%	3.56%

- 個別の指導計画作成率《児童生徒数の割合》

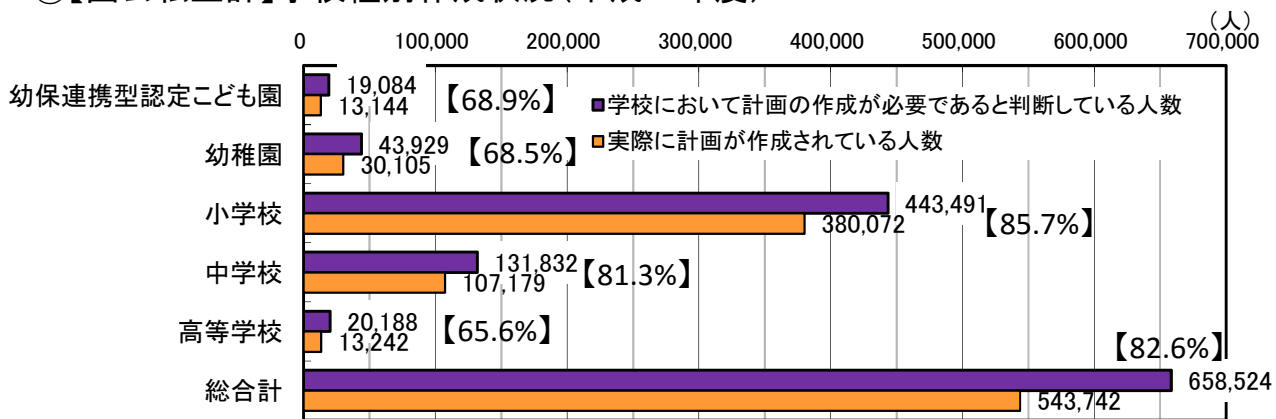
	H30 確定値	H29 確定値	H28 確定値
小学校	91.9%	96.4%	95.4%
中学校	92.5%	91.1%	86.4%
高等学校	91.6%	78.3%	76.7%

- 個別の教育支援計画作成率《児童生徒数の割合》

	H30 確定値	H29 確定値	H28 確定値
小学校	78.5%	73.7%	69.4%
中学校	75.5%	70.6%	64.2%
高等学校	87.4%	48.7%	39.2%

(7) 個別の指導計画の作成状況

①【国公立計】学校種別作成状況(平成29年度)

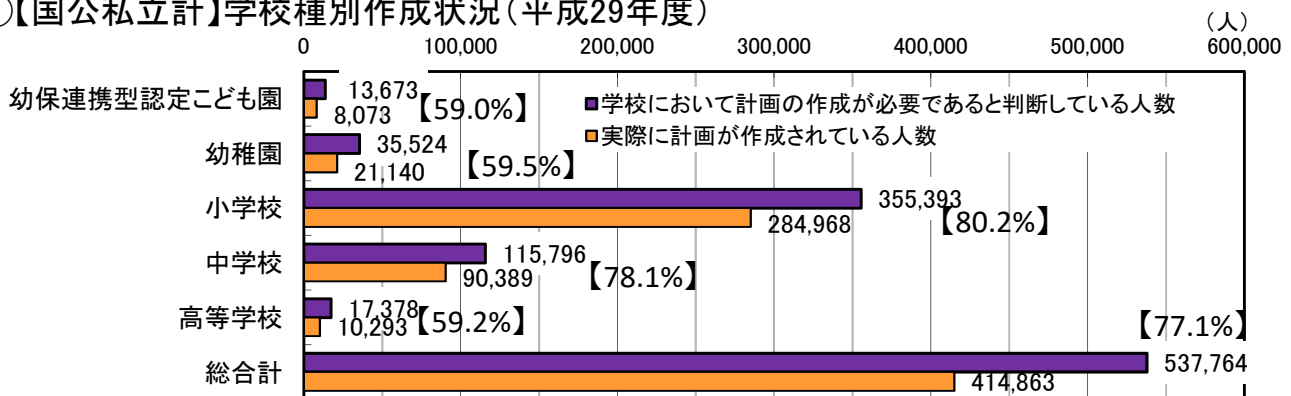


※上記人数は、学校において教育上特別の支援を必要とする児童等の適切な指導及び必要な支援のために計画の作成が必要であると判断している人数であり、障害のある児童等の数を表しているものではない。

※[]の数値は、学校が個別の指導計画の作成が必要だと判断している人数のうち、実際に計画が作成されている人数の割合を示している。

(8) 個別の教育支援計画の作成状況

①【国公立計】学校種別作成状況(平成29年度)

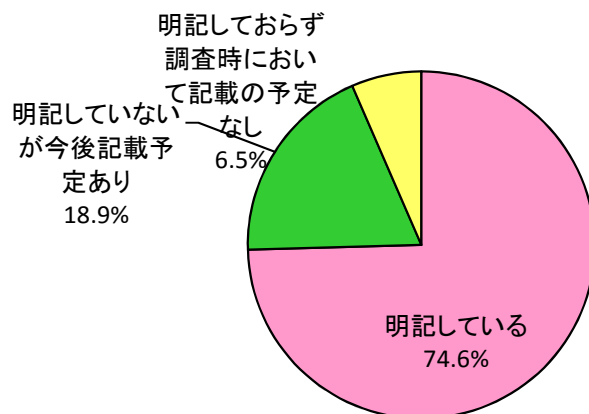


※上記人数は、学校において教育上特別の支援を必要とする児童等の長期的な視点に立った一貫した支援を行うために、計画の作成が必要であると判断している人数であり、障害のある児童等の数を表しているものではない。

※[]の数値は、学校が個別の教育支援計画の作成が必要だと判断している人数のうち、実際に計画が作成されている人数の割合を示している。

②合理的配慮の提供についての記載状況

【国公立計】幼保連携型認定こども園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校計(平成29年度)



○滋賀県特別支援教育支援委員会運営要項

(平成30年 7 月13日制定)

(趣旨)

第1条 この要項は、滋賀県特別支援教育支援委員会規則（昭和50年滋賀県教育委員会規則第10号。以下「規則」という。）第7条に基づき、その運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門部会)

第2条 規則第4条に規定する専門部会は、必要に応じ、会長が委員会に諮って、調査審議すべき事項に応じた専門部会を置くこととし、その所属委員は、委員の中から会長が指名する。

(会議)

第3条 委員会および専門部会の会議（以下「会議」という。）の開催は、次のとおりとする。

(1) 委員会

会長が必要と認めるとき。

(2) 専門部会

会長が必要と認めるとき。

- 2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員に対し、あらかじめ日時、場所、議題その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のあるときは、この限りではない。
- 3 会長は、特に必要があると認めるときは、委員にあらかじめ通知した上で、文書その他の方法による調査審議を行うことができる。この場合において、会長はその結果を次の会議に報告しなければならない。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、専門的知識を有する者に対し、会議に出席を求めることができる。

(会議の公開等)

第4条 会議は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合および会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除いて、公開するものとする。

- 2 会議の公開または非公開の決定は、会長が会議に諮って行うものとする。
- 3 会議を公開する場合は、会議の傍聴および議事録の公開により行うものとし、必要な手続きは、会長が委員会に諮って別に定めるものとする。

(その他)

第5条 委員会の運営に関し、その他必要な事項は、会長が委員会に諮って定めるものとする。

付則

- 1 この要項は、平成30年 7 月13日から施行する。
- 2 この要項の施行に伴い、滋賀県就学指導委員会運営要項（昭和50年 4 月28日制定）は廃止する。

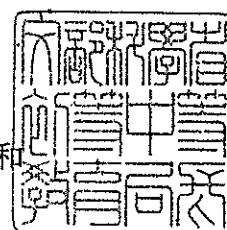


30文科初第756号

平成30年8月27日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
高橋 道 和



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について(通知)

この度、学校教育法施行規則の一部を改正する省令(平成30年文部科学省令第27号)が、平成30年8月27日に公布され、同日施行されました(別添参照)。

今回の改正の趣旨、概要及び留意事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、適切に御対応いただくようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の指定都市を除く市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれては管下の学校に対して、このことを十分周知願います。

記

第1 改正の趣旨

「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月24日付け30文科初第357号・障発0524第2号文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知)をもってお知らせしたとおり、文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」において、障害のある子供やその保護者が地域で切れ目なく支援が受けられるよう、家庭と教育と

福祉の一層の連携を推進する方策について検討を行い、本年3月に同プロジェクトとしての報告を取りまとめたところである。

当該報告では、連携推進方策の一つとして、学校において作成される個別の教育支援計画について、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関と連携して作成されるよう、必要な規定を省令に置くこととされた。

これを踏まえ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）を改正し、特別支援学校に在学する幼児児童生徒、小・中学校（義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）において学校教育法施行規則第140条に基づき障害に応じた特別の指導である通級による指導（以下単に「通級による指導」という。）が行われている児童生徒について、各学校が個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童生徒等又は保護者の意向を踏まえつつ、医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体（以下「関係機関等」という。）と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ることとするものである。

第2 改正の概要

- 1 特別支援学校に在学する幼児児童生徒について、個別の教育支援計画（学校と関係機関等との連携の下に行う当該幼児児童生徒に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成することとし、当該計画の作成に当たっては、当該幼児児童生徒又は保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該幼児児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ることとする。 （新第134条の2関係）
- 2 1の規定について、小・中学校の特別支援学級の児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒に準用すること。 （新第139条の2、新第141条の2関係）
- 3 施行時点において、すでに学習指導要領等に基づき作成されている個別の教育支援計画については、新第134条の2、新第139条の2又は新第141条の2の規定により作成されたものとみなすこと。 （附則第2項関係）

第3 留意事項

- 1 個別の教育支援計画に関する基本的な考え方
 - (1) 個別の教育支援計画は、障害のある児童生徒等一人一人に必要とされる教育的ニーズを正確に把握し、長期的な視点で幼児期から学校卒業後までを通じて、一貫した的確な支援を行うことを目的に作成するものであること。
 - (2) 個別の教育支援計画の作成を通して、児童生徒等に対する支援の目標を長期的な視点から設定することは、学校が教育課程の編成の基本的な方針を明らかにする際、全教職員が共通理解すべき重要な情報となるものであること。

- (3) 各学校において提供される教育的支援の内容については、教科等横断的な視点から、個々の児童生徒等の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導内容や指導方法の工夫を検討する際の情報として、学習指導要領等に基づき作成される個別の指導計画に生かしていくことが重要であること。なお、個別の教育支援計画と個別の指導計画は、その目的や活用する方法に違いがあることに留意し、相互の関連性を図ることに配慮する必要があること。

2 個別の教育支援計画の作成

- (1) 作成に当たっては、保護者と十分相談し、支援に関する本人及び保護者の意向や将来の希望、現在の障害の状態やこれまでの経過、関係機関等における支援の状況、その他支援内容を検討する上で把握することが適切な情報等を詳細かつ正確に把握し、整理して記載すること。その際、学校と保護者や関係機関等とが一層連携を深め、切れ目ない支援を行うため、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童生徒等の支援に関する必要な情報の共有を図ること。
- (2) 学校と保護者との間で当該児童生徒等に対する支援の考え方を共有するため、作成した個別の教育支援計画については、保護者に共有することが望ましいこと。

3 個別の教育支援計画を活用した関係機関等との連携

- (1) 「関係機関等」としては、例えば、当該児童生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられること。
- (2) 各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定すること。
- (3) 個別の教育支援計画には個人情報が含まれることから、関係機関等との情報共有に当たっては、本人や保護者の同意が必要である点に留意すること。
- (4) 個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいこと。なお、放課後等デイサービス事業者との連携に当たっては、「放課後等デイサービスガイドライン」にかかる普及啓発の推進について」（平成 27 年 4 月 14 日付け文部科学省初等中等教育局特別支援教育課及び生涯学習政策局社会教育課連名事務連絡）をもって周知した「放課後等デイサービスガイドライン」（平成 27 年 4 月厚生労働省。今後、厚生労働省において放課後等デイサービス事業者と学校との連携方策についてより明確化するなどの改定が行われる予定。）も参考とすること。

- (5) 児童生徒等が利用する指定障害児通所支援事業者においては、本人や保護者の意向、本人の適性、障害の特性等を踏まえた通所支援計画を作成していることから、本人や保護者の同意を得た上で、こうした計画について校内委員会等で共有することも考えられること。その際、平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害児通所支援事業所等が学校と連携して個別の支援計画を作成する際の加算（関係機関連携加算）が充実されていることにも留意すること。
- (6) 地域においては、相談支援専門員等が、障害のある児童生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられること。なお、「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（平成 24 年 4 月 18 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡）にあるとおり、障害児支援利用計画等の作成を担当する相談支援事業所と個別の教育支援計画等の作成を担当する学校等が密接に連絡調整を行い、就学前の福祉サービス利用から就学への移行、学齢期に利用する福祉サービスとの連携、さらには学校卒業に当たって地域生活に向けた福祉サービス利用への移行が円滑に進むよう、保護者の了解を得つつ、特段の配慮をお願いしたいこと。

4 個別の教育支援計画の引継ぎ

障害のある児童生徒等については、学校生活のみならず、家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であることから、各学校においては、個別の教育支援計画について、本人や保護者の同意を得た上で、進学先等に適切に引き継ぐよう努めること。そのため、個別の教育支援計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的を十分に説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ引継先や内容などの範囲を明確にした上で、同意を得ておくこと。

また、各自治体の関係部局や関係機関等が連携し、就学、進学、就労等の際に円滑に引き継ぐことができる体制の構築に努めること。

5 個別の教育支援計画の保存及び管理

個別の教育支援計画については、記載された個人情報漏えいしたり、紛失したりすることのないよう、学校内における個人情報の管理の責任者である校長が適切に保存・管理すること。

個別の教育支援計画は、条例や法人の各種規程に基づき適切に保存されるものであるが、指導要録の指導に関する記録の保存期間を参考とし、5年間保存されることが文書管理上望ましいと考えられること。

6 個別の教育支援計画の様式

個別の教育支援計画については、引き続き地域の実情に応じて設置者等が定める様式によって作成されたいこと。なお、障害のある児童生徒、不登校児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等についての支援計画をまとめて作成する場合は、「不登校児童生徒、障害のある児童生徒及び日本語指導が必要な外国人児童生徒等に対する支援計画を統合した参考様式の送付について」（平成30年4月3日付け29文科初第1779号文部科学省初等中等教育局長通知）において示した参考様式を活用することも有効であること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL:03-5253-4111（内線3193）

○文部科学省令第二十七号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三十三条、第四十八条、第四十九条の七、第五十二条、第六十八条、第七十七条及び第八十一条第一項の規定に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月二十七日

文部科学大臣 林 芳正

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三百三十四条の次に次の一条を加える。

第三百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。

2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童等又はその保護者の

意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならぬ。

第三百三十九条の次に次の一条を加える。

第三百三十九条の二 第三百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。

第四百一条の次に次の一条を加える。

第四百一条の二 第三百三十四条の二の規定は、第四百十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の学校教育法施行規則（以下「新令」という。）第三百三十四条の二、第三百三十九条の二又は第四百一条の二の規定の適用については、この省令の施行の際現に特別支援学校幼稚部教育要領（平成二十九年文部科学省告示第七十二号）、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成二十

九年文部科学省告示第七十三号)、特別支援学校高等部学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十七号)、小学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十三号)、中学校学習指導要領(平成二十九年文部科学省告示第六十四号)又は高等学校学習指導要領(平成二十一年文部科学省告示第三十四号)の規定により作成されている個別の教育支援計画は、新令第三百三十四条の二、第三百三十九条の二又は第四百四十一条の二の規定により作成されたものとみなす。

学校教育法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表
 ○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

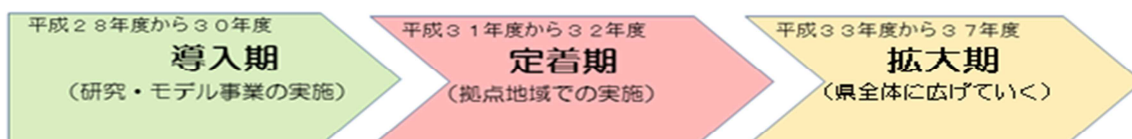
（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第百三十四条の二 校長は、特別支援学校に在学する児童等について個別の教育支援計画（学校と医療、保健、福祉、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体（次項において「関係機関等」という。）との連携の下に行う当該児童等に対する長期的な支援に関する計画をいう。）を作成しなければならない。</p> <p>2 校長は、前項の規定により個別の教育支援計画を作成するに当たつては、当該児童等又はその保護者の意向を踏まえつつ、あらかじめ、関係機関等と当該児童等の支援に関する必要な情報の共有を図らなければならない。</p> <p>第百三十九条の二 第百三十四条の二の規定は、小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級の児童又は生徒について準用する。</p> <p>第百四十一条の二 第百三十四条の二の規定は、第百四十条の規定により特別の指導が行われている児童又は生徒について準用する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン) 導入期の進捗確認について

基本的な考え方

平成30年度は、滋賀のめざす特別支援教育ビジョン(実施プラン) 導入期の最終年度ということで、国の動向や社会情勢などの特別支援教育を取り巻く環境の変化及び施策の進捗状況を踏まえ、平成30年度末を目途に必要なに応じて見直しを行い、定着期や拡大期にむけてスムーズな移行を目指すこととしている。



今年度は、大きくプラン全体や柱の構成、項目、具体の取組、取組目標にまで踏み込んで見直すのではなく、当初に立てられたロードマップの年次計画に沿って進められたか、またその進捗状況をふまえて、定着期にむけて年次計画を修正する必要があるのかどうかに絞って検討している。

但し、項目によっては、必要なに応じて、具体の取組、取組目標の文言についても訂正する場合もある。

1 各柱単位での主な取組の進捗状況について

◇資料1参照

2 ロードマップについて

◇資料2参照

◆柱の目標や具体の取組に書かれている「発達障害を含む障害のある子ども・幼児・生徒」の表記について

○「発達障害を含む」の表記見直しについて

目標：柱1. 2. 3

具体の取組：1(4)①、2(1)①、2(2)①、4(3)②

理由

- ・基本理念や取組の方向性には「障害のある子ども」だけの表記になっていること。
- ・発達障害についての社会的認知が一定進んできていること。

3 今後の進め方について

◇今後の進め方を示したロードマップ(2019年3月版)を公表する。

滋賀のめざす特別支援教育ビジョン（実施プラン）導入期の

進捗確認に係る主な取組の進捗状況について〈H30. 10. 15 時点〉

柱 1 社会的・職業的自立の実現

目標

- 発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。

目標の達成に向けた考え方

- 子ども一人ひとりのキャリア発達を促すことができるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うことにより、社会的・職業的自立を図る。

主な取組の進捗状況

<高等養護学校・高等部への職業学科や職業コース、生活技能コース等の設置>

- ◇生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直し、平成 29 年度より知肢併置特別支援学校の高等部に社会的・職業的自立を目指した職業コースの設置と、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高める生活自立コース等の設置が始まった。また、平成 30 年度からは、高等養護 3 校に職業学科「しごと総合科」を設置した。

参照：資料 2 < P 2 > (5) ①

資料 2 < P 3 > (5) ⑨

<しがしごと検定を活用した職業教育の推進>

- ◇生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後に向けての目標が明確となるとともに、企業にとって雇用の目安ともなるような“滋賀らしい”技能検定として、平成 28 年度より「しがしごと検定」を本格実施している。

参照：資料 2 < P 3 > (5) ⑥

<「しがしごと応援団」の活用等による雇用の理解啓発促進>

- ◇障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援する仕組みとして「しがしごと応援団」を平成 28 年度より創設した。平成 29 年度は、普及・啓発に努め、登録企業は平成 30 年 10 月 15 日現在 162 社になっている。

参照：資料 2 < P 3 > (5) ⑦

柱2 発達段階に応じた指導の充実

目標

- 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階からの専門的な指導・支援により、障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長をめざした幼・保、小、中、高一貫した指導体制を構築する。

主な取組の進捗状況

幼稚園・保育所・認定こども園等の段階

<就学相談担当者の力量の向上>

- ◇適切な就学相談や保護者への情報提供が行われるよう、障害のある子どもについての理解を深めるとともに、就学のシステムや、合理的配慮、発達検査等の就学相談担当者の専門性の向上を図るための研修を実施している。

参照：資料2<P4>(2)②

小学校段階・中学校段階

<読み書きの困難さ等を改善する専門的な指導・支援、対人関係の困難さ改善する専門的な指導・支援の実施>

- ◇モデル地域において、専門家の助言から通級指導教室での指導・支援の充実について研究を実施してきた。

参照：資料2<P4>(3)①

資料2<P5>(4)①

高等学校段階

<高等学校における自立活動および授業改善等の研究>

- ◇平成26年度より個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育推進事業をモデル校において実施した。また、平成30年度よりモデル校において通級による指導を開始したことにより、特別な教育課程の編成と授業改善に関する研究を進めている。

参照：資料2<P5>(5)②

各発達段階に共通

<障害のある児童・生徒の体力の向上の推進、スポーツ体験の推進>

- ◇平成32年度のオリンピック・パラリンピックの開催を見据えて、生涯スポーツにつながる様々な運動やスポーツに取り組む機会の事業をスポーツ局・保健体育課が中心に実施している。

参照：資料2<P4>(1)②

<人権の視点を大切にしたい互いに認め合える集団づくりの推進>

- ◇「自尊感情・学びの礎育成プロジェクト事業」のブロック別研究集会を実施してきている。この事業は平成30年度で一旦終了するが、各発達段階を通して自己を発揮して自信を持って行動することや、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を一層推進していくために、以降は年次計画として県主催の事業や、文科省委託人権教育研究推進事業、訪問指導等を通して取組を進めていく。

参照：資料2<P4>(2)③、(3)②

資料2<P5>(4)②、(5)③

柱3 教員の指導力や専門性の向上

目標

- 発達障害を含む障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。
- 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。

目標の達成に向けた考え方

- 発達障害を含む特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。
- 「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。
- 適切な合理的配慮の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進める。

主な取組の進捗状況

<人権教育研修（悉皆研修）による教員の資質向上>

◇インクルーシブ教育の基盤となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図り人権教育実践力の向上を図るために人権教育研修（希望研修）に取り組んだ。この研修は、平成29年度で終了したことから、平成30年度からは人権教育担当者研修（悉皆）に移行している。

参照：資料2<P6>（1）③

<専門家の派遣による指導力の向上と組織体制の強化>

◇それまでの専門家の派遣に続き、平成29年度より高等学校特別支援教育巡回指導員を派遣し、高等学校における個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進めている。特別な教育的支援を必要とする生徒理解にかかる事例検討会、特別支援教育に関する研修会、授業改善・授業のユニバーサルデザイン化への取組等において助言している。

参照：資料2<P6>（2）①

<校種間での研修派遣に関する研究・検討>

◇小中高等学校教員を、3か月間特別支援学校へ派遣する研修の実施を平成28年度より計画的に進めている。

参照：資料2<P6>（2）③

<授業づくりと適切な合理的配慮が提供できる研究成果物の普及・活用>

◇総合教育センターの平成28年度の課題研究において、文字を書くことへの困難さがある子どもに対し、教師の気づきや理解を深めるためのシート（テキスト）を作成した。特別支援学級における授業づくりや合理的配慮の提供に関する研究・研修を推進するとともに、これまでの研究成果物を活用した研修を実施している。

参照：資料2<P7>（3）③

<特別支援教育に精通した人材の育成>

◇平成27～28年度の2か年計画で特別支援教育コアリーダー研修を実施し、異校種によるチームでの課題解決型研修で教員の気づきを促した。地域の実情に応じて課題を掘り下げて本質に迫るため、平成29年度は、中学校区を単位とした2つの地域に限定した研修型研究（プロジェクト研究）に発展させた。平成30年度からは、これまでの成果をサテライト研修で広めている。

参照：資料2<P7>（4）②

柱4 教育環境の充実

目標

- 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。

目標の達成に向けた考え方

- 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しができるよう、教育環境の整備とその充実を図る。
- 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備を進める。

主な取組の進捗状況

<小中学校への分教室設置研究>

◇多様な学びの場の整備に向け平成28年度より草津市でのモデル事業を2年間実施した。平成30年度からは、甲賀市と教育課程を中心とした研究を進めている。

参照：資料2<P8> (1) ②

<「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究>

◇インクルーシブ教育システムの構築に向け、小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」に関する市町との共同研究を進めている。(モデル地域：長浜市)

参照：資料2<P8> (1) ③

<地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員・看護師)の実施>

◇障害のある子どもとない子どもがともに地域で学ぶことを推進するために、特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒が新・転入学等により2名以上就学することとなった小中学校、および医療的ケアの必要な児童生徒が就学することとなった小中学校に対し、市町教育委員会が支援員または看護師を配置する場合に、所要経費の一部を補助している。

参照：資料2<P8> (2) ①、②

<県立高等学校への支援スタッフの配置>

◇県立高等学校に特別な支援を必要とする生徒へ支援スタッフを配置し、発達障害を含む障害のある生徒への支援の充実を図っている。

参照：資料2<P9> (3) ①

<通級による指導のあり方について研究・検討>

◇高等学校における通級指導のあり方について、研究モデル校を中心に研究・検討を進め、平成30年度より指定校において、通級制度を導入している。

参照：資料2<P9> (3) ④

<専門人材の活用促進>

◇障害の状況に応じた指導を充実させるため、専門人材(看護師、理学療法士、言語聴覚士、医師等)を配置している。

参照：資料2<P9> (4) ④

柱5 教育における連携（役割分担）の推進

目標

- インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。
- 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を実現する。

目標の達成に向けた考え方

- 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参加を推進する。
- 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を進めるなど、家庭や保護者との連携を図る。
- 障害のある子どもが地域で共に学び、地域で共に生きていくことができるよう、地域住民の障害への理解を進め、地域住民とのつながりを深める。

主な取組の進捗状況

<県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化>

◇特別支援教育の視点も含めて学校経営や授業改善について、教育課程研究協議会での周知徹底や学校訪問で指導助言してきている。また、総合教育センターの特別支援教育プロジェクト研究においても、研究協力校や市町教育委員会と情報交換等を行うなど連携を深めた。

参照：資料2<P10> (1) ①

<地域との連携・協働>

◇地域学校協働本部（本部内地域未来塾を含む）、家庭教育支援活動、地域未来塾、放課後子ども教室、土曜日の教育支援が実施される等、県内多くの小中学校区で、地域と学校の連携・協働体制が構築されてきている。

参照：資料2<P10> (2) ②

<労働との連携>

◇特別支援学校における連携はもとより高等学校においても、高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会の中で、特別支援教育コーディネータと働き・暮らし応援センターとの情報共有の場を設け連携を進めている。

参照：資料2<P11> (2) ⑤

<企業や経済団体との連携>

◇「しがしごと応援団」の創設を通じた連携として、県内主要経済団体の総会等で「しがしごと応援団」について周知してきたことで、平成30年10月15日現在で162社が登録している。

参照：資料2<P11> (2) ⑥

柱 6 適切な就学相談の推進

目標

- 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。
- 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。

目標の達成に向けた考え方

- 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。
- 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。
- 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの一貫した指導・支援を行う。

取組の成果と課題

<県特別支援教育支援委員会の設置・運営>

- ◇ 条例改正を経て、県就学指導委員会の機能を見直し充実させた県特別支援教育支援委員会を平成 30 年度より設置した。

参照：資料 2 <P12> (1) ①

<統一的指標の作成と活用>

- ◇ 適切な就学指導のために「知的障害の程度に関する統一的な指標（平成 29 年度版）」の市町での活用を促し、センター的機能の研究と併せて検証を進めてきている。

参照：資料 2 <P12> (2) ①

<発達障害の早期発見と適切な支援に関する研究>

- ◇ 文部科学省委託事業を活用し、平成 28 年度から「発達障害のある子どもへの支援強化事業」を実施し、モデル地域の市町に対してアドバイザーを派遣し、指導力の向上や支援方法を検討している。

参照：資料 2 <P12> (2) ①

<就学相談担当者の力量向上を図る研修の実施>（再掲）

- ◇ 適切な就学相談や保護者への情報提供が行われるよう、障害のある子どもについての理解を深め、就学先の情報や具体的な事例等を通して、就学相談担当者等の専門性の向上を図るための研修を実施している。

参照：資料 2 <P12> (2) ③

第3 計画の目標とロードマップ

資料2

基本理念	障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる。
取組の方向性	<p>○ 障害のある子どもが十分な教育を受けられるよう、教育の充実を図るとともに、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学び合うことにより、「地域で共に生きていくための力」を育てる取組を進める。</p> <p>＜地域で共に生きていくための力＞</p> <p>① 障害のある子どもが、地域の同世代の子どもや大人との交流等を通して、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きることのできる力</p> <p>② 人との豊かなコミュニケーションの中で、与えられた役割や仕事に責任を持って最後までやりきり、地域社会に積極的に参画して、生活基盤を形成することができる力</p> <p>○ 「共に学ぶ」を基本の柱として、基本の柱を支える6つの柱ごとに具体的手立てを講じる。</p> <p>1 社会的・職業的自立の実現 2 発達段階に応じた指導の充実 3 教員の指導力や専門性の向上 4 教育環境の充実</p> <p>5 教育における連携(役割分担)の推進 6 適切な就学相談の推進</p> <p>○ 県と市町とが緊密に連携・協働して、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進める。</p> <p>○ 市町の有する教育資源等を踏まえ、各市町の課題に応じた共同研究やモデル事業等を通して取組を進める。</p>

一

柱 1 社会的・職業的自立の実現	目標		○ 発達障害を含む障害のある子どもが、日常生活上や社会生活上の技能・習慣を身に付け、社会参加のための知識や技能および態度を養うことができるよう、社会的・職業的自立に向けた指導を展開する。					
	目標の達成に向けた考え方		○ 子ども一人ひとりのキャリア発達を促すことができるよう、早期の段階から卒業後を見通した指導と支援を行うことにより、社会的・職業的自立を図る。					
項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
1(1) 小中高の一貫したキャリア教育の実施	小中高等学校および特別支援学校のそれぞれにおいて、障害のある児童生徒の日常的な社会生活能力の向上を図るための指導を充実させ、卒業後の社会的・職業的自立と社会参加を推進する。	小中高一貫したキャリア教育の推進	小中高一貫したキャリア教育の推進					
			小・中・高キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催					→
1(2) 小学校におけるキャリア教育の充実	児童が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めていけるよう、体験や経験による学習を中心に成功体験を積み重ね、興味関心を広げていくことのできる教育を行う。	児童の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	小学校におけるキャリア教育の充実					
			児童の自己有用感を高めるキャリア教育の推進					→
1(3) 中学校におけるキャリア教育の充実	生徒が自らの長所を伸ばし自己肯定感や自己有用感を高めながら、将来の自立に向けた進路が選択できるよう、高等学校や特別支援学校高等部、また、障害児入所施設などの進路先の把握に努めるとともに、生徒の障害状況も踏まえた生徒・保護者への適切な情報提供を行う。	生徒の長所を伸ばし自己有用感を高める自立に向けたキャリア教育の推進	中学校におけるキャリア教育の充実					
			生徒の自己有用感を高めるキャリア教育の推進					→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画						
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	
1(4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	① 発達障害を含む障害のある生徒の居住地域の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携						
			連携会議の開催						→
1(4) 高等学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	② 障害のある生徒の自立と社会参加に向け、キャリア教育・職業教育を推進し、福祉・労働等の関係機関と連携した就労支援を促進する。	高等学校における特別支援学校や関係機関と連携した特別な教育的ニーズを有する生徒へのキャリア教育・就労支援の充実	高等学校における関係機関と連携した就労支援						
			研究校におけるモデル事業の実施(3年次)	モデル事業の成果検証と普及					→
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	① 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。	社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実	高等養護学校・高等部への職業学科や職業コース等の設置						
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定					
	② 多様な人々との交流によりキャリア教育をより効果的に進めるため、進学ニーズの高い高等養護学校の学級定員等そのあり方について研究・検討する。	高等養護学校の学級定員のあり方についての研究・検討	高等養護学校の学級定員の見直し						
			調査・研究	検討(規則等改正)					→
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	③ 学校の特色化を踏まえ、生徒が希望する学校を選択できるよう通学区域のあり方について研究する。また、将来の通勤等を視野に入れ、単独通学できる生徒の育成に向けた手立てを検討する。	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直し 単独通学生の拡大	特別支援学校高等部の特色化に伴う通学区域の見直しと単独通学生の拡大						
			調査・研究	制度設計の検討	運用開始				→
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育と職業教育の充実	④ 生徒の就労意欲と基礎的な技能を高めるため、職業人育成プログラムの活用による企業の知見を生かした授業改善を進め、職業教育の充実を図る。	企業の知見を生かした授業改善による職業教育の充実	職業人育成プログラムの運用と授業改善						
			プログラムの検証、授業改善	授業改善の継続					→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
1(5) 特別支援学校におけるキャリア教育・職業教育の充実	⑤ 就労先の開拓を促進し、企業向けの学校見学会や合同面接会等を開催するなどして、企業と生徒とのマッチングを促進するとともに、関係機関との連携を図り、就職率の向上と職場への定着を図る。	企業と生徒とのマッチングの促進	企業と生徒とのマッチング促進による就職率向上と離職予防					
			アドバイザーの配置	→				→
	⑥ 生徒一人ひとりの働く意欲を育て、卒業後に向けての目標が明確となるとともに、企業にとって雇用の目安ともなるような「滋賀らしい」技能検定を実施する。	しがしごとと検定を活用した職業教育の推進	しがしごとと検定を活用した職業教育の推進					
			検定本格実施	→	就職希望者全員の受検			→
	⑦ 障害のある生徒への理解と実習機会の拡大や障害者雇用の促進につなげられるよう、企業や経済団体と共に支援の仕組みを研究・検討する。	「しがしごと応援団」(仮称)の活用等による授業改善と障害者雇用の理解啓発の促進	「しがしごと応援団」(仮称)の活用等による雇用の理解啓発促進					
			「しがしごと応援団」(仮称)の創設	活用と登録企業の拡大				→
⑧ 障害のある生徒の居住地の福祉・労働等の関係機関との連携を密にして、就労支援に努めるとともに、大学や専門学校等の進学先との連携を図る。	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携による支援の充実	福祉・労働等の関係機関、大学・専門学校等との連携						
		就労および進学支援	→				→	
⑨ 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	生活の質を高める指導の充実	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置						
		教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定					

項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37
柱 2 発達段階に応じた指導の充実	目標 ○ 発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりの能力の伸長と豊かな成長をめざして、各学校園における発達段階に応じた指導の充実と改善を図る。							
	目標の達成に向けた考え方 ○ 早期の段階からの専門的な指導・支援により、障害のある子どもの能力の伸長と豊かな成長をめざした幼・保、小、中、高一貫した指導体制を構築する。							
2(1) 各発達段階に共通した事項	① 教員や保護者・県民に対して、発達障害を含む障害のある子どもの理解を深め、子ども一人ひとりに応じた指導と支援の充実を図る。	指導・啓発資料等の作成・活用や学習機会の提供による障害理解の促進と指導・支援の充実	資料等を活用した啓発や指導・支援の充実					
			指導・啓発資料等の作成・活用 学習機会の提供					→
	② 発達段階に応じた基本的な運動能力を身に付けさせ体力の向上を図るため、生涯スポーツにつながる様々な運動やスポーツに取り組む機会を設ける。	障害のある児童・生徒の体力の向上の推進	障害のある児童・生徒の体力の向上の推進					
			体力の向上の推進		→			→
	障害のある児童・生徒のスポーツ体験の推進	障害のある児童・生徒のスポーツ体験の推進						
			スポーツ体験の推進		→		→	
2(2) 幼稚園・保育所・認定こども園等の段階	① 幼稚園・保育所・認定こども園等における発達障害を含む障害のある幼児への適切な支援および保護者への情報提供が行われるよう、幼稚園・保育所・認定こども園等からの要請により、特別支援学校のセンター的機能を活用した支援や情報提供を推進する。	特別支援学校のセンター的機能を活用した幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供の推進と支援の充実	幼稚園・保育所・認定こども園等への情報提供の推進と支援の充実					
			調査・研究	情報提供の推進と支援の充実				→
	② 幼稚園・保育所・認定こども園等において適切な就学指導や保護者への情報提供が行われるよう、管理職や就学相談担当者等の専門性の向上を図るための研修を実施する。	就学相談担当者の力量の向上	就学相談担当者の力量向上を図る研修の実施					
			専門研修の実施				→	
③ 全ての幼児が、自己を発揮して、自信を持って行動できるよう、人権の視点を大切に、互いに認め合える集団づくりを進める。	人権の視点を大切に互いに認め合える集団づくりの推進	人権の視点を大切に互いに認め合える集団づくりの推進						
			集団づくりの推進			→	→	
2(3) 小学校段階	① 小学校における読み書きの困難さの改善等、LDやADHD等の発達障害のある児童への専門的な指導の充実を図る。	専門家や関係機関と連携した小学校における発達障害のある児童への専門的な指導・支援の充実	読み書きの困難さ等を改善する専門的な指導・支援の実施					
			通級指導教室の充実と活用の促進		→			→
	② 全ての児童が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切に集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切に集団づくりの推進					
			集団づくりの推進			→	→	

項目	具体の取組	取組目標	年次計画						
			H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37	
2(4)中学校段階	① 中学校における対人関係の困難さの改善等、コミュニケーション力に課題のある発達障害のある生徒への専門的な指導の充実を図る。	専門家や関係機関と連携した中学校における発達障害のある生徒への専門的な指導・支援の実施	対人関係の困難さを改善する専門的な指導・支援の実施						
			通級指導教室の充実と活用の促進	→	(指導計画:中100%) (支援計画:中80%)				→
2(4)中学校段階	② 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にしたい集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にしたい集団づくりの推進						
			集団づくりの推進	→					→
2(5)高等学校段階	① 生徒に充実感や成功体験を味わわせ対人関係の困難さの改善を図るため、教員を対象としたソーシャルスキルトレーニング指導者研修を実施し、発達障害のある生徒への指導力の養成を図る。	高等学校における発達障害のある生徒への指導力の養成	ソーシャルスキルトレーニング指導者研修の実施						
			研修講座の開設	→	(指導計画:高80%) (支援計画:高50%)				→
	② 障害のある生徒の卒業後の自立に向けた社会生活能力の向上を図るため、対人関係に困難さのある生徒への専門的な指導・支援を充実させるとともに、特別な教育課程編成の研究を進める。	高等学校における自立活動等の特別な教育課程および授業改善に関する研究の推進	高等学校における自立活動および授業改善等の研究						
			研究校におけるモデル事業の実施(3年次)	モデル事業の成果検証と普及					→
2(5)高等学校段階	③ 全ての生徒が、互いの違いやよさを認め磨き合う教育を推進するため、人権教育の視点を大切にしたい集団づくりを進める。	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育による集団づくりの推進	互いの違いやよさを認め磨き合う人権教育を大切にしたい集団づくりの推進						
			集団づくりの推進	→					→
2(6)特別支援学校各学部段階	① 福祉・医療等との連携を図り、健康の保持、心理的安定、人間関係の形成など、自立活動の内容を取り入れた、障害のある子ども一人ひとりの生活の質を高めることができる指導の充実を図る。	生活の質を高める指導の充実(再掲)	特別支援学校高等部への生活技能コースの設置						
			教育課程の編成・施設設備の研究	研究結果に基づく設置計画の策定					
2(6)特別支援学校各学部段階	② 生徒の芸術・創造活動の充実・向上をめざし、活動発表の場を設定するなど、障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展を図る。	高文連等関係団体との連携による障害のある生徒の文化芸術活動の充実と発展	障害のある生徒の文化芸術活動の活性化						
			発表会等の実施	→					→

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37
柱 3 教員の指導力や専門性の向上	目標 ○ 発達障害を含む障害のある子どもの障害の状態や教育的ニーズに応じたきめ細かな指導ができるよう、教員の指導力や専門性を向上させる。 ○ 全ての学校園等における教員研修を充実させるとともに、各学校間の人事交流を促進する。							
	目標の達成に向けた考え方 ○ 発達障害を含む特別な支援が必要な児童生徒に対して適切な指導を進めるために、全教職員に対する子どもの障害に関する理解の促進を図る。 ○ 「地域で学ぶ」体制づくりを推進するため、通常の学級の担任を含む全教員の障害のある子どもへの指導力を向上させる。 ○ 適切な合理的配慮の提供が図れるよう、教員の特別支援教育に係る専門性を高めるとともに、様々な事例の共有化を進める。							
3(1) 管理職のマネジメント力の強化と教職員対象研修の実施	① 初任者研修、10年経験者研修における障害および合理的配慮に係る研修を悉皆化し、障害のある子どもの理解促進と教育的実践力を強化する。	初任者等の障害および合理的配慮に係る研修充実による実践力の強化	初任者研修・10年者研修における障害および合理的配慮に係る研修の実施					
		悉皆研修の実施	→				→	
	② 組織体制強化のため、新任校長研修・新任教頭研修等の管理職研修において、障害および合理的配慮に係る研修を実施・充実させ、マネジメント力の強化を図る。	校長等管理職員の障害および合理的配慮に係る研修充実によるマネジメント力の強化	新任校長研修・新任教頭研修等における障害および合理的配慮に係る研修の実施					
		悉皆研修の実施	→				→	
	③ インクルーシブ教育の基盤となる人権教育の視点から、教員の資質向上を図る。	人権教育研修による教員の資質向上	人権教育研修による教員の資質向上					
		人権教育リーダーの養成	→			→	→	
	人権教育研修(希望研修)による教員の資質向上	人権教育研修(希望研修)による教員の資質向上						
	人権教育実践力の向上	→		→		→		
3(2) 指導力の向上をめざした専門家との連携、学校間の連携の推進	① 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成を進め、これら計画に基づいた効果的な指導・支援が実施できるよう、専門家の活用を図るとともに組織体制の強化を図る。	専門家の派遣による指導力の向上	指導力向上と組織体制の強化					
		専門家の派遣	→				→	
	学校間連携の推進と担当者の専門性向上	特別支援教育コーディネーター連絡会を拡充し、ブロック別研修を実施						
		・連絡会 ・ブロック別研修	→				→	
	② 教員の採用方法を工夫検討し、特別支援教育に関する資質と能力の高い教員の採用を進める。	特別支援学校教員の採用方法の工夫検討	特別支援学校教員の採用方法の工夫検討					
		採用時の特別支援学校教員免許状の必須化等検討	→			→	(必須化)	
③ 小中高等学校と特別支援学校との校種間人事交流を促進し、教員の実践的な指導力の向上を図る。	小中高等学校と特別支援学校との校種間人事交流の促進による指導力の向上	校種間人事交流の促進						
	人事交流の拡大	→				→		
	校種間での研修派遣に関する研究の推進	校種間での研修派遣の研究・検討						
校種間での研修派遣の研究・検討	→				→			

項目	具体の取組	取組目標	年次計画						
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37	
3(3) 特別支援学校・特別支援学級・通級指導教室等の担当教員の専門性向上	① 大学等への研修派遣の充実により、特別支援教育に関する専門的指導や助言ができる人材の育成を図る。	大学等への研修派遣の充実による人材育成の推進(特別支援学校)	大学等への研修派遣の充実(特別支援学校)						
		大学等への研修派遣の充実による人材育成の推進(小中学校)	大学等への研修派遣の充実(小中学校)						
	② 全ての特別支援学校教員について、特別支援学校教諭免許状の取得をめざすとともに、特別支援学級担任・通級指導教室担当教員についても可能な限りにおいて特別支援学校教諭免許状の取得を進める。	特別支援学校教諭免許状取得促進による専門性の向上	免許状保有率の向上(近隣大学、放送大学との緊密な連携)					(特別支援学校での義務化)	
		ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりと適切な合理的配慮が提供できるテキスト開発による専門性の向上	授業づくりと適切な合理的配慮が提供できるテキスト開発						
	③ 個々のニーズに応じた合理的配慮が適切にできる特別支援学級担任、通級指導教室担当教員の育成を図る。	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実による専門性向上	特別支援学級・通級指導教室担当教員の研修充実						
センター研究 成果物等の改定および普及		特別支援学級担任用テキスト 普及・活用 開発					→		
3(4) 専門性向上に係る研修・研究の充実	① 効果的な研修・研究により、教職員の専門的な知識や指導法・技能の習得を図り、実践力を向上させる。	授業改善・教材開発に係る研修・研究による実践力の向上	教員の専門性向上に向けた効果的な研修・研究の実施						
		滋賀のめざす特別支援教育ビジョンに係る課題に関する研究による実践力の向上	課題に関する研究の実施						
	② 特別支援教育コアリーダー研修の実施により、特別支援教育を進める資質と能力の向上を図る。	効果的な研修体系の構築と人材育成の推進	特別支援教育に精通した人材の育成						
		ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善研究の推進	ICT機器の活用を含むユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善の研究						
	③ ICT機器の活用を含め、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業改善および教材作成に関する研究を進め、研究成果の共有と発信に努める。	特別支援教育の視点を生かした学ぶ力向上のテキストの開発と普及	モデル校研究				モデル校研究と成果発信		→
			センター研究 成果物等の改定と情報発信	特別支援教育の視点を生かした学ぶ力向上のテキスト開発と普及					→

項目	具体的取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
			柱 4 教育環境の充実 目標 ○ 基礎的な教育環境を整えるとともに、子ども一人ひとりの障害の状況に応じた合理的配慮を提供する。 目標の達成に向けた考え方 ○ 子どもの障害の状況や教育的ニーズに応じた多様な学びの場を柔軟に選択し、見直しできるよう、教育環境の整備とその充実を図る。 ○ 合理的配慮の提供が適切にできるよう、基礎的環境整備を進める。					
4(1) 共に学ぶための新たな仕組みづくり	① 合理的配慮の提供に係るモデル事業の実施およびその成果の普及により、県内の取組を促進させる。	合理的配慮の提供にかかる市町との共同研究の推進	合理的配慮の提供にかかる市町との共同研究の実施					
			研究対象市町の決定 共同研究1年次	共同研究2年次	研究成果の検証・普及			→
	② 多様化する学びの場の整備に向け、小中学校および高等学校への新たな特別支援学校分教室の設置等について研究・検討を進める。	特別支援学校分教室の設置研究の推進(小中学校)	小中学校への分教室の設置					
		特別支援学校分教室の設置研究の推進(高等学校)	高等学校への分教室設置					
③ 小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度のあり方について研究・検討を進める。	小中学校と特別支援学校との「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究の推進	「副次的な学籍」制度の導入に向けた研究						
		モデル事業の研究・検討と実施		検証結果に基づくモデル事業の実施検討			→	
				制度導入準備の検討				
4(2) 小中学校における充実	① 特別支援学校の就学要件を満たす児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、支援員を配置する市町に対し支援する。 H27～：県1/2 市町1/2	地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員)による教育環境の充実	地域で学ぶ支援体制強化事業(支援員)の実施					
			H27開始分	→				→
			H28開始分		→			→
				H29開始分		→		→
	② 医療的ケアの必要な児童生徒が「地域で学ぶ」にあたり、看護師を配置する市町に対し、国との連携のもと支援する。 H28～：国1/3、県1/3、市町1/3	地域で学ぶ支援体制強化事業(看護師)による教育環境の充実	地域で学ぶ支援体制強化事業(看護師)の実施					
			看護師配置補助の実施					→
③ 通級指導教室の計画的な配置とその充実および専門性の向上に努める。	通級指導教室の配置・充実の促進	きめ細かな指導のための通級指導教室の配置・充実						
		通級指導教室の計画的な配置・拡大					→	
④ 専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実によって、小中学校における教員の指導力の向上を図る。	専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による指導力の向上	専門家や関係機関と連携した通級指導教室の充実による支援						
		通級指導教室の充実による支援		→			→	
⑤ 多人数の特別支援学級における指導体制の充実のための非常勤講師の配置と充実を図る。	多人数特別支援学級への非常勤講師の配置・充実	多人数特別支援学級への非常勤講師の配置・充実						
		多人数特支学級への非常勤講師配置充実					→	

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
4(3) 高等学校における充実	① 県立高等学校に特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフを配置し、発達障害を含む障害のある生徒への支援の充実を図る。	特別な支援を必要とする生徒への支援スタッフの配置	県立高等学校への支援スタッフの配置					
	② 発達障害を含む障害のある生徒が県立高等学校入学者選抜を受検する際の配慮事項等の拡大・充実により環境整備を進める。	高等学校入学者選抜における配慮事項の拡大・充実	高等学校入学者選抜における配慮事項の拡大・充実					
	③ 発達障害の状況に応じた学びを推進するため、障害理解の推進を図るとともに、発達障害のある生徒のためのソーシャルスキルトレーニングなどの専門指導の実施について研究・検討する。	ソーシャルスキルトレーニングなどの専門的な指導の実施	発達障害のある生徒へのソーシャルスキルの指導					
	④ 今後の国の動向を踏まえつつ、通級による指導のあり方についての研究・検討を進める。	通級による指導のあり方についての研究・検討	通級による指導のあり方等について研究・検討					
6 4(4) 特別支援学校における充実	① 学校卒業後の社会的・職業的自立をめざし、職業学科を設置した新たな高等養護学校の必要性について研究・検討を進める。	新たな高等養護学校の必要性の研究・検討	新たな高等養護学校の必要性の研究・検討					
	② 児童生徒等の障害の重度・重複化を踏まえた複数の障害種に対応した特別支援学校の設置と行政区や学校の特色化を踏まえた通学区の柔軟化等について研究・検討を進める。	特別支援学校の再編整備の必要性の研究・検討	特別支援学校の再編整備の検討					
	③ 特別支援学校におけるキャリア教育の推進のため、生徒の障害の程度に応じて教育内容や教育課程を見直すとともに、高等部に職業学科や職業コース等を置くことについて研究・検討する。	社会的・職業的自立をめざす学科・コースの設置による職業教育の充実(再掲)	高等養護学校・高等部への職業学科や職業コース等の設置					
	④ 障害の状況に応じた指導を充実させるため、専門人材(看護師、理学療法士、ソーシャルワーカー等)の活用を促進する。	専門人材の活用促進	専門人材の活用促進					
	⑤ 特別支援学校のセンター的機能を充実させた(仮称)地域支援センターの設置を検討するなど、関係機関等と連携した地域支援を強化する。	特別支援学校のセンター的機能の充実による小中高等学校等への支援の強化	特別支援学校のセンター的機能の充実					

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28	H29	H30	H31	H32
柱 5 教育における連携(役割分担)の推進	目標 ○ インクルーシブ教育システムの構築に向け、県と市町とが各々役割分担しながら、円滑な実施に向け連携協力して取り組む。 ○ 保健・医療、福祉、労働等の各種関係機関や、家庭・地域、また企業等との連携協力により、学校卒業後の自立までを見据えた幅広い教育的支援を表現する。						
	目標の達成に向けた考え方 ○ 早期の段階から関係機関と連携した支援を行うことにより、地域での自立と社会参加を推進する。 ○ 学校での指導・支援を効果的に進めるために、インクルーシブ教育システムの構築に向けた理解啓発を進めるなど、家庭や保護者との連携を図る。 ○ 障害のある子どもが地域で共に学び、地域で共に生きていくことができるよう、地域住民の障害への理解を進め、地域住民とのつながりを深める。						
5(1) 県と市町との連携	① 県と市町とが連携して、全ての教員の特別支援教育における指導力の向上に努めるとともに、全ての学校における推進体制を強化する。	県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化	県と市町の連携による教員の指導力向上と推進体制の強化				
			県と市町との連携				
	② 県は、市町の考え方や方向性、課題となる事柄等を丁寧に聞き取り、県が行うべき役割と市町への支援の内容を整理して、「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実を進める。	「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備の推進(県)	「地域で共に学ぶ」特別支援教育体制の整備・充実(県)				
			県による特別支援教育体制の整備・充実				
	③ 市町においては、障害のある子どもと障害のない子どもが同じ地域で共に学び、共に生きる力を身に付けられるよう、インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりを推進するとともに、地域住民への理解と啓発を進める。	インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりの推進と理解啓発の促進(市町)	インクルーシブ教育システムの構築をめざした体制づくりの推進と理解啓発促進(市町)				
			市町による体制づくりと理解啓発				
5(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	① 学校とPTAとの連携・協力のもと、日常的な生活場面における子どもの自信と見通しを育て、発達段階に応じた自律性が身に付くよう、家庭の教育力の向上を図る。	家庭の教育力向上(家庭との連携促進)	家庭との連携				
			子どもの自信と見通しが育つ家庭の教育力向上				
	② 学校と地域の連携・協働体制づくりの充実により、ボランティアや地域人材等の活用を図るとともに、地域の協力を得て、障害者への理解と支援を推進する。	地域との連携・協働	地域との連携・協働				
			ボランティアなど地域人材の活用と障害者理解の促進				
	③ 保健・医療の関係機関と連携して、障害の重い子どもに対する学校生活の充実に向けた適切な支援を図る。	保健・医療との連携	保健・医療との連携				
			障害の重い子どもへの適切な支援と障害のある子への早期支援				

項目	具体の取組	取組目標	年次計画				
			H28	H29	H30	H31	H32
5(2) 家庭や地域、関係機関、企業等との連携	④ 発達支援センター等の福祉関係機関との連携のもと、障害のある子どもの学習環境の整備を進める。	福祉との連携の促進	福祉との連携				
			障害のある子の早期発見と適切な支援				
	⑤ ハローワークや働き・暮らし応援センター等の労働関係機関等との連携のもと、卒業後を見据えた社会参加と職業的自立を進める。	労働との連携の促進	労働との連携				
			ハローワークや働き・暮らし応援センター等の在学中からの活用				
	⑥ 企業や経済団体との連携のもと、(仮称)「しがごと応援団」の創設等を通じて、企業の知見を生かした授業改善の取組を進めるなど、障害のある生徒の職業教育を充実させる。	企業や経済団体との連携の促進	企業や経済団体との連携				
			(仮称)「しがごと応援団」の創設による企業等との連携				

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37
柱 6 適切な就学相談の推進	目標 ○ 子ども一人ひとりの障害に応じた望ましい学びの場が柔軟に選択できるよう、適切な就学相談・進路相談を実施する。 ○ 就学前から学校を卒業するまでの発達段階に応じた一貫した指導・支援ができるシステムを構築する。							
	目標の達成に向けた考え方 ○ 県内どの市町においても同様な就学相談や指導が受けられる体制整備を進める。 ○ 子どもや保護者が柔軟に学びの場を選択できるよう、適切な情報提供と専門性を踏まえた相談を行う。 ○ 障害のある子どもの将来の自立を図るため、地域との連携に基づく早期段階からの一貫した指導・支援を行う。							
6(1)(仮称)県教育支援委員会の設置と充実	① 県就学指導委員会の機能を見直し充実させた(仮称)県教育支援委員会の設置により、早期段階から学校卒業後までの一貫した支援ができる体制を構築する。	(仮称)県教育支援委員会の設置と機能の拡充	(仮称)県教育支援委員会の設置・運営					
			(仮称)県教育支援委員会の設置(条例改正)					→
6(2) 適切な就学相談システムの構築	② 各市町の就学指導・相談についても、要請に応じて、望ましい学びの場の柔軟な選択や「合理的配慮」の提供に向けた指導や助言ができる体制整備を進める。	適切な就学先決定と「合理的配慮」提供への指導・助言	就学指導と「合理的配慮」の提供に関する指導・助言					
			「発達障害」部会の設置					→
6(2) 適切な就学相談システムの構築	① 障害のある子どもとその保護者が、県内どの市町においても同様の就学指導や情報提供を受けることができる体制づくりを進める。	適切な就学指導のための統一的な指標等の作成とその活用	統一的指標等の作成とその活用					
			「知的障害」版の活用および検証					→
	② 特別支援学校のセンター的機能を活用し、就学前の子どもに対する適切な情報提供と相談対応を充実させる。	発達障害の早期発見と適切な支援に向けた研究の推進	発達障害の早期発見と適切な支援に関する研究					
			「発達障害」スクリーニングシート作成の検証					→
③ 就学相談担当者の力量向上を図るための専門研修を実施する。	発達障害の早期発見と適切な支援に向けた研究の推進	幼稚園・保育所・認定こども園等への支援						
		センター的機能の活用促進					→	
③ 就学相談担当者の力量向上を図るための専門研修を実施する。	発達障害の早期発見と適切な支援に向けた研究の推進	就学相談担当者の力量向上を図る研修の実施						
		専門研修の実施					→	

項目	具体の取組	取組目標	年次計画					
			H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37
6(2) 適切な就学相談システムの構築	④ 多様化するニーズに対応することができるよう、専門家や関係機関等と連携した市町への支援の充実を図る。	指導主事や関係機関、専門家等で構成するサポートチームによる市町への支援の研究・検討を実施	サポートチームによる市町支援の研究・検討					
			・指導主事派遣 ・サポートチームによる市町支援の研究・検討	・指導主事派遣 ・研究・検討結果に基づく市町支援の実施				
6(3) 総合教育センターの相談支援機能の強化	① 困難ケースへの適切な対応を図るため、関係機関との連携や、医師、臨床心理士等の専門家を活用した相談・支援機能の充実を図る。	関係機関との連携や専門家の活用による相談・支援機能の充実に向けた研究・検討	専門家等の活用による相談・支援機能の充実					
			相談事例の分析、専門家活用 の研究・検討	・研究・検討結果に基づく相談・支援の実施				
	② 相談対象を本人、保護者、教職員等として、発達障害等の子どもの適切な支援につながるよう機能の充実を図る。	発達障害等の子どもの適切な支援につながるよう機能を充実	発達障害の子どもへの相談体制の充実					